

令和3年度8月補正予算(案)の概要

1. 補正予算の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費

14,677 百万円
(創生 14,677 百万円)

① 特措法に基づく営業時間短縮等の要請に協力いただいた事業者に対する協力金

	飲食店等	大規模施設等
対象区域	京都府全域	
期間	8月20日(金)～9月12日(日)【24日間】	
対象施設	【飲食店】※ 飲食店、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。) 【遊興施設等】※ 接待を伴う飲食店等 【カラオケ】 カラオケ店 ※食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗	【大規模施設】 特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請に応じた建築物の床面積の合計が1,000㎡超の施設 【テナント】 大規模施設の一部を賃借することにより当該施設に來場した一般消費者を対象に飲食店以外の事業を営む事業所等
要請内容	午前5時～午後8時の間の営業 (酒類又はカラオケ設備を提供する場合は施設の休止)	午前5時～午後8時の間の営業 (生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)
協力金額	1店舗1日あたり ●売上高方式(中小企業) 前(々)年度の1日あたり売上高(A)が、 10万円以下:4万円 10～25万円:A×0.4 25万円以上:10万円 ●売上高減少額方式(大企業等) 売上高減少額×0.4(上限20万円)	●大規模施設 休業面積1,000㎡毎に20万円/日・施設 ●テナント 休業面積100㎡毎に2万円/日・施設 ※上記に基づき算出した額に「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた額
	※定休日等の店休日を除き、営業時間短縮に対応した日数に応じて支給	
所要額	13,181 百万円	1,000 百万円

※ 緊急事態措置の実施に伴い、府域の飲食店等に対して、営業時間の短縮に係る協力状況等の見回り等を実施(30百万円)

② 酒類販売事業者への支援金(466百万円)

酒類の提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者への支援金について、月間売上額が前年(前々年)同月比で50%以上減少している事業者に対して給付

(2) 新型コロナウイルス感染症対策費（高齢者施設等集中検査） 280 百万円
 （厚労省国庫 140 百万円、一財 140 百万円）

緊急事態宣言の発令等に伴い、高齢・障害者施設の従事者等に対し PCR 検査を継続

対象施設	府内(京都市を除く)の高齢者及び障害者・児の入所施設及び通所系事業所
対象者	上記施設に従事する職員
実施期間	令和3年9月

(3) 新型コロナウイルス感染症対策費（医療・療養体制等確保） 26,099 百万円
 （創生 630 百万円、包括 21,927 百万円、厚労省国庫 1,771 百万円、一財 1,771 百万円）

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数や宿泊・自宅療養者数の急増に伴い、必要となる経費を増額

（医療提供体制確保）

項目	事業内容	所要額 (百万円)
病床確保等への支援	新型コロナウイルス感染症患者の受入病床を確保した医療機関に対する助成	14,504 (包括)
入院受入医療機関への設備整備支援	100床程度の入院受入強化要請(8月12日)に伴う、設備整備等支援	170 (包括)
医療従事者等への支援	新規陽性者数の増加に伴い、コロナ対応を行う医療従事者等の特殊勤務手当助成に必要な経費を増額	557 (創生)

（療養・検査体制確保）

宿泊療養施設の運営	宿泊療養者数の増加に伴い、療養体制の拡充 (826室(現在)→1,126室(9/1から運用開始予定))	2,195 (包括)
自宅療養者の生活支援	自宅療養者数の増加に伴い、自宅療養者等に対するパルスオキシメーターの貸与や食料品等支援に必要な経費を増額	3,401 (包括)
訪問診療体制の確保	自宅療養者数の増加に伴い、訪問診療等の体制確保に必要な経費を増額	803 (包括)
保健所体制の確保	新規陽性者数の増加に伴い、自宅療養者の健康観察業務、患者搬送等に必要な経費を増額	927 (創生:73) (包括:854)
PCR検査体制の確保	新規陽性者数の増加に伴い、検査費用の自己負担相当額の公費負担や行政検査の業務委託等に必要な経費を増額	3,542 (厚労1/2)

2. 補正予算計上額

41,056 百万円

(補正予算計上後令和3年度予算額 1,278,552 百万円)

令和3年度8月補正予算案主要事項説明

健康福祉部

事業名	新型コロナウイルス感染症対策費	新規・継続の別	継続
予算額	26,379,000 千円	国庫	起債
		24,468,000	-
		その他	一般財源
		-	1,911,000
事業内容 〔 目的 対象 方法等 〕	1 目的 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、医療・療養・検査体制の充実・強化に必要な経費を増額		
	2 内容		
	事業名 <small>(丸数字は担当課名)</small>	内容	予算額 <small>(千円)</small>
	(1) 医療提供体制の確保		15,231,000
	病床確保等への支援 (4)	入院受入医療機関の病床確保等に要する経費を助成	14,504,000
	入院受入医療機関への設備整備支援(4)	入院受入医療機関の設備整備等に要する経費を助成	170,000
	医療従事者等への支援(4)	入院受入医療機関等の医療従事者等に対する特殊勤務手当の支給に要する経費を助成	557,000
	(2) 宿泊・自宅療養体制の確保		7,326,000
	宿泊療養施設の運営(3)	新たな宿泊療養施設の設置・運営等を実施	2,195,000
	自宅療養者の生活支援(3)	自宅療養者等に対するパルスオキシメーターの貸与や食料品・生活必需品の配送等を実施	3,401,000
	訪問診療体制の確保(3)	訪問診療等を行う医療機関等に対して協力金を支給	803,000
	保健所体制の確保(3)	保健所における健康観察業務、患者搬送等の実施体制を確保	927,000
	(3) 検査体制の確保		3,822,000
	PCR検査体制の確保(3)	PCR検査の自己負担相当分の公費負担や行政検査を実施	3,542,000
	高齢者施設従事者等に対する集中検査(1、2)	高齢・障害者施設の従事者等に対するPCR検査を継続(令和3年9月1日～30日)	280,000
担当課・担当名	① 高齢者支援課 事業所・福祉サービス係 ② 障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係 ③ 健康対策課 感染症対策係 ④ 医療課 病院事業・企画係	課・担当 電話番号	075-414-4574 075-414-4596 075-414-4734 075-414-4743

令和3年度8月補正予算案主要事項説明

危機管理部
商工労働観光部

事業名	新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費		新規・継続の別		継続																							
	国庫	起債	その他	一般財源																								
予算額	14,677,000千円		14,677,000	—	—	—																						
事業内容 〔目的〕 〔対象〕 〔方法等〕	<p>1 趣旨 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、休業や営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対する協力金や、酒類販売事業者への支援金を支給するとともに、府域全域での見回りを実施</p> <p>2 事業内容 (1) 休業や営業時間短縮の要請に協力いただいた事業者に対する協力金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①飲食店等</th> <th>②大規模施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域・期間</td> <td colspan="2">京都府全域 8月20日(金)～9月12日(日)【24日間】</td> </tr> <tr> <td>対象施設</td> <td> 【飲食店】 飲食店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)(※1) 【遊興施設等】 接待を伴う飲食店等(※1) 【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む) ※1 食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗 </td> <td> 【大規模施設】 特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請に応じた建築物の床面積の合計が1,000㎡超の施設 【テナント】 大規模施設の一部を賃借することにより当該施設に会場した一般消費者を対象に飲食店以外の事業を営む事業所等 </td> </tr> <tr> <td>要請内容</td> <td>午前5時～午後8時の間の営業(酒類又はカラオケ設備を提供する場合は施設の休止)</td> <td>午前5時～午後8時の間の営業(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。)</td> </tr> <tr> <td>協力金額(※2)</td> <td> 1 施設(店舗)1日あたり ●売上高方式(中小企業) 前(々)年度の1日あたり売上高(A)が、 10万円以下：4万円 10～25万円：A×0.4 25万円以上：10万円 ●売上高減少額方式(大企業等) 売上高減少額×0.4(上限20万円) </td> <td> ●大規模施設 要請に対応した面積1,000㎡毎に20万円/日・施設 ●テナント 要請に対応した面積100㎡毎に2万円/日・店舗 (上記に基づき算出した額に短縮した時間/本来の営業時間を乗じた額) </td> </tr> <tr> <td colspan="3">※2 定休日等の店休日を除き、休業・時短要請に対応した日数に応じて支給</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="1"></td> </tr> </tbody> </table>							①飲食店等	②大規模施設等	区域・期間	京都府全域 8月20日(金)～9月12日(日)【24日間】		対象施設	【飲食店】 飲食店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)(※1) 【遊興施設等】 接待を伴う飲食店等(※1) 【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む) ※1 食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗	【大規模施設】 特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請に応じた建築物の床面積の合計が1,000㎡超の施設 【テナント】 大規模施設の一部を賃借することにより当該施設に会場した一般消費者を対象に飲食店以外の事業を営む事業所等	要請内容	午前5時～午後8時の間の営業(酒類又はカラオケ設備を提供する場合は施設の休止)	午前5時～午後8時の間の営業(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。)	協力金額(※2)	1 施設(店舗)1日あたり ●売上高方式(中小企業) 前(々)年度の1日あたり売上高(A)が、 10万円以下：4万円 10～25万円：A×0.4 25万円以上：10万円 ●売上高減少額方式(大企業等) 売上高減少額×0.4(上限20万円)	●大規模施設 要請に対応した面積1,000㎡毎に20万円/日・施設 ●テナント 要請に対応した面積100㎡毎に2万円/日・店舗 (上記に基づき算出した額に短縮した時間/本来の営業時間を乗じた額)	※2 定休日等の店休日を除き、休業・時短要請に対応した日数に応じて支給						
		①飲食店等	②大規模施設等																									
区域・期間	京都府全域 8月20日(金)～9月12日(日)【24日間】																											
対象施設	【飲食店】 飲食店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)(※1) 【遊興施設等】 接待を伴う飲食店等(※1) 【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む) ※1 食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗	【大規模施設】 特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請に応じた建築物の床面積の合計が1,000㎡超の施設 【テナント】 大規模施設の一部を賃借することにより当該施設に会場した一般消費者を対象に飲食店以外の事業を営む事業所等																										
要請内容	午前5時～午後8時の間の営業(酒類又はカラオケ設備を提供する場合は施設の休止)	午前5時～午後8時の間の営業(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。)																										
協力金額(※2)	1 施設(店舗)1日あたり ●売上高方式(中小企業) 前(々)年度の1日あたり売上高(A)が、 10万円以下：4万円 10～25万円：A×0.4 25万円以上：10万円 ●売上高減少額方式(大企業等) 売上高減少額×0.4(上限20万円)	●大規模施設 要請に対応した面積1,000㎡毎に20万円/日・施設 ●テナント 要請に対応した面積100㎡毎に2万円/日・店舗 (上記に基づき算出した額に短縮した時間/本来の営業時間を乗じた額)																										
※2 定休日等の店休日を除き、休業・時短要請に対応した日数に応じて支給																												
<p>(2) 緊急事態措置期間中の見回り 緊急事態措置を実施する期間中、府域全域の飲食店等に対して、施設の休止、営業時間の短縮等に係る協力状況等についての見回りや啓発活動を実施</p> <p>(3) 酒類販売事業者への支援金 酒類の提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者への支援金について、月間売上額が前年(前々年)同月比で50%以上減少している事業者に対して給付</p>																												
担当課 担当名	(1) (3)産業労働総務課 企画調整係 (2) 危機管理監付 企画参事	課・担当電話番号	075-414-4819 075-414-5594																									